



1月・2月の予定



1月

2月

月	火	水	木	金	土	日
2	3	4 ①	5 JSK 仕事始め	6	7	1 8
9 成人の日	10 ②	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20 ③	21	22
23	24 サロン セミナー	25	26	27	28	29
30	31 ④⑤					

月	火	水	木	金	土	日
		1 ⑥	2	3	4	5
6	7	8 ⑦	9	10	11 建国 記念の日	12
13	14	15	16	17 サロン セミナー	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28 ⑧					

《1月》

- ①平成28年10月決算法人の確定申告と納税、平成29年4月決算法人の中間(予定)申告と納税期限(決算応当日まで)
社会保険料、児童手当拠出金(平成28年11月分)納付期限(銀行が年末休業のため1月4日まで)
- ②源泉徴収税額、特別徴収税額(12月分)・年末調整の結果による源泉徴収税額納付(1月10日まで)
ふるさと納税「ワンストップ特例申請書」手続き期限(1月10日必着)
- ③納期の特例の適用を受けている場合の源泉徴収税額(平成28年7月～12月分)の納付期限(1月20日まで)
- ④各種資料の提出期限
1)給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表(⇒所轄税務署)(1月31日まで)
2)給与所得報告書・特別徴収票(⇒各市町村)(1月31日まで)
3)固定資産税の償却資産申告書(⇒資産所有各市町村)(1月31日まで)
☆納期が異なるところもあるので注意してください。
- ⑤社会保険料、児童手当拠出金(12月分)納付期限(1月31日まで)
労働保険料第3期納付(1月31日まで)
※1)平成28年11月決算法人の確定申告と納税、平成29年5月決算法人の中間(予定)申告と納税期限(決算応当日まで)(1月31日まで)

《2月》

- ⑥平成28年分贈与税の申告・納付の開始(2月1日～3月15日まで)
- ⑦源泉徴収税額、特別徴収税額(1月分)納付(2月10日まで)
- ⑧社会保険料、児童手当拠出金(1月分)納付期限(2月28日まで)
※1)平成28年分所得税・個人住民税・個人事業税の確定申告・納税の開始(3月15日まで)
※2)平成28年12月決算法人の確定申告と納税、平成29年6月決算法人の中間(予定)申告と納税期限(決算応当日まで)(2月28日まで)
※3)固定資産税(都市計画税)第4期分の納付
☆各市町村によって納付期限は異なりますのでご注意ください。

イベント紹介



平成28年12月8日(木)
社内にて、第29期下半期経営計画発表会を行い、
来期に向けてお客様のお役に立つべき内容を話し合いました！

しょうの
税理士 上能 はいつでも、どこへでも出かけて行きます。

お気軽に声をかけて下さい。

また、お近くへお越しの際は、いつでもお気軽にお越し下さい。

社員一同お待ちしております。